

# 教育委員会提出議案

## 第16号議案

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月26日

豊島区教育委員会教育長 清野 正

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年豊島区教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に改め、同項第2号中「100分の60」を「100分の58.75」に、「100分の68.75」を「100分の67.5」に改める。

第5条第1項中「第12号」を「第13号」に、「第16号」を「第17号」に改め、第19号を第20号とし、第13号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない期間

第5条第5項中「勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）」を「子育て部分休暇」に改め、同条第6項中「、介護休暇又は育児部分休業」を「、介護休暇、育児部分休業、子育て部分休暇、高齢者部分休業又は病気休暇」に、「介護休暇により」を「介護休暇、高齢者部

分休業又は病気休暇により」に、「において介護休暇又は育児部分休業」を「において、介護休暇、育児部分休業、子育て部分休暇、高齢者部分休業又は病気休暇」に改め、同条第7項中「又は子育て部分休暇」及び「それぞれ」を削る。

別表第3中「豊島区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年豊島区教育委員会規則第3号）第33条の規定により準用する同規則第8条第1項又は第2項に規定する主任教諭又は主任養護教諭」を「職員のうちその属する職務の級が2級であるもの」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

#### （説 明）

給与条例の改正に合わせ、一般職員及び管理職員の勤勉手当の支給月数を定めるための改正及び高齢者部分休業や育児部分休暇等の規定を加える改正を行なうことから、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第9号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月31日 教育委員会規則第9号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（支給割合）</p> <p>第4条 条例第27条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の118.75</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の136.25</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の58.75</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の67.5</u>）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（欠勤等日数）</p>	<p>○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月31日 教育委員会規則第9号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（支給割合）</p> <p>第4条 条例第27条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の120</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の137.5</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の60</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の68.75</u>）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（欠勤等日数）</p>

第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号から第13号までに掲げる期間にあつては3分の2日とし、第17号に掲げる期間にあつては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号から第13号までに掲げる期間にあつては3分の2日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。

(1)～(12) (略)

(13) 勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない期間

(14)～(20) (略)

2～4 (略)

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間（以下

第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号から第12号までに掲げる期間にあつては3分の2日とし、第16号に掲げる期間にあつては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号から第12号までに掲げる期間にあつては3分の2日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。

(1)～(12) (略)

(新設)

(13)～(19) (略)

2～4 (略)

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間（以下

「介護時間」という。)若しくは子育て部分休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児部分休業により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

- 6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇、育児部分休業、子育て部分休暇、高齢者部分休業又は病気休暇により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇、高齢者部分休業又は病気休暇により勤務しない期間にあつては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において、介護休暇、育児部分休業、子育て部分休暇、高齢者部分休業又は病気休暇により勤務しない期間にあつては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認され

「介護時間」という。)若しくは勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇(以下「子育て部分休暇」という。)により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児部分休業により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

- 6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあつては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間にあつては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を

た場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

7 第5項の規定は、介護時間により勤務しない時間については、7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第3（第11条関係）

同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

7 第5項の規定は、介護時間又は子育て部分休暇により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は子育て部分休暇により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

別表第3（第11条関係）

職員の区分	割合
園長	100分の12
副園長	100分の10
<u>職員のうちその属する職務の級が2級であるもの</u>	100分の5

職員の区分	割合
園長	100分の12
副園長	100分の10
<u>豊島区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年豊島区教育委員会規則第3号）第33条の規定により準用する同規則第8条第1項又は第2項に規定する主任教諭又は主任養護教諭</u>	100分の5

○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

平成12年3月31日  
教育委員会規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年豊島区条例第9号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象外職員)

第2条 条例第27条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（同条第5項において準用する条例第25条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 条例第27条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（次項第4号又は第8条の規定の適用を受ける者を除く。）
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号又は職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。）第2条各号の規定に該当して休職にされている職員のうち給与の支給を受けていない職員
- (3) 法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員
- (4) 法第29条の規定により停職の処分をされている職員
- (5) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている職員
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により他の地方公共団体に派遣されている職員（以下「地方公共団体派遣職員」という。）のうち、条例を適用され、当該派遣されている他の地方公共団体から勤勉手当の支給を受けている職員（以下「特定の地方公共団体派遣職員」という。）
- (7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員（以下「育児休業中の職員」という。）のうち、基準日以前6箇月間（以下「支給期間」という。）において勤務した期間がある職員以外の職員
- (8) 職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号。以下「職免規則」という。）第2条第1項第2号又は第7号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、豊島区教育委員会（以下「教育委員会」とい

う。)が別に定める団体(以下「団体」という。)の事業又は事務に従事している職員(幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則(平成12年豊島区教育委員会規則第4号。以下「減免基準」という。)第2条に規定する承認を受けていない職員に限る。以下「団体派遣職員」という。)

- (9) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年豊島区条例第20号)第2条第1項の規定により外国の地方公共団体の機関等に派遣されている職員(以下「外国派遣職員」という。)
- (10) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定により大学院修学休業をしている職員(以下「大学院修学休業中の職員」という。)
- (11) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項の規定により公益的法人等(同項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。)に派遣されている職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。)のうち、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成15年豊島区条例第37号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第3条の2の規定の適用を受けている職員以外の職員
- (12) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員(以下「自己啓発等休業中の職員」という。)
- (13) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員(以下「配偶者同行休業中の職員」という。)

2 条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 退職し、又は死亡した日において前項第2号から第13号までの規定のいずれかに該当した職員
- (2) 法第28条第1項の規定により免職された職員
- (3) 法第29条の規定により免職された職員
- (4) 退職後新たに条例の適用を受けることとなった職員
- (5) 退職後引き続いて国又は他の地方公共団体等の職員となった者(支給期間におけるその者の条例の適用を受ける職員として在職した期間(以下「勤務期間」という。)について、当該国又は他の地方公共団体等の条例第24条及び第27条の規定に相当する規定に基づき支給される勤勉手当に相当する手当(以下「勤勉手当等」という。)の基礎となるべき期間に通算する措置を講じられていない場合を除く。)

(平13教委規則10・平14教委規則10・平14規則22・平16教委規則4・平19教委

規則20・平20教委規則13・平20教委規則23・平21教委規則23・平23教委規則  
11・平26教委規則13・令元教委規則10・令7教委規則8・一部改正)

(基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間)

第3条 前条第1項第7号の勤務した期間は、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 育児休業中の職員として在職した期間
- (2) 前条第1項第4号に掲げる職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間
- (4) 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和50年豊島区条例第23号。以下「職免条例」という。）第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（職免規則第2条第1項第2号若しくは第7号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、団体の事業若しくは事務に従事していた期間（以下「団体派遣期間」という。）又は同項第4号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、講演等を行った期間（以下「講演等を行った期間」という。）を除く。）
- (5) 法令等の規定により職務に専念する義務を免除される場合であつて、教育委員会が別に定める事由若しくは交通機関の事故等によらないで、又は無届で勤務しないこと（以下「私事欠勤等」という。）の取扱いを受けた期間
- (6) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第18条に規定する介護休暇（以下「介護休暇」という。）により勤務しない期間
- (7) 大学院修学休業中の職員として在職した期間
- (8) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間
- (9) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間

(平13教委規則10・平14規則22・平16教委規則4・平16教委規則8・平19教委規則20・平20教委規則13・平21教委規則23・平26教委規則13・令7教委規則8・一部改正)

(支給割合)

第4条 条例第27条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。

- (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 **100分の118.75**（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては**100分の136.25**）
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の**58.75**（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の**67.5**）
- 2 成績率は、職員の勤務成績により、教育委員会が特別区人事委員会の承認を得て定める割合とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、勤務期間において教育公務員特例法第14条に掲げる事由に該当して休職されている期間（以下「結核休職期間」という。）のある職員の支給割合は、その者に適用される同項各号に定める割合に勤務期間におけるその者の次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合に前項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。
- (1) 欠勤等日数が70日未満の者 100分の100
- (2) 欠勤等日数が70日以上（次号及び第4号に掲げるものを除く。） 100分の80
- (3) 欠勤等日数が70日以上で、勤務期間中の結核休職期間以外の期間に次条第1項に規定する欠勤等の期間（結核休職期間を除く。）、同条第3項に規定する育児短時間勤務職員等として在職した期間及び同条第5項に規定する部分休業等により勤務しない時間がない者（次号に掲げる者を除く。） 100分の100
- (4) 勤務期間中に次条第1項に規定する欠勤等の期間以外の期間がない場合又は勤務期間中に同項に規定する欠勤等の期間及び次条第5項に規定する部分休業等により勤務しない時間がある場合において、勤務期間（勤務時間条例第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除く。）から欠勤等日数を減じた日数が1日未満となる者 零
- （平13教委規則10・平14教委規則10・平18教委規則18・平20教委規則13・平21教委規則13・平21教委規則23・平22教委規則5・平22教委規則18・平23教委規則11・平26教委規則11・平27教委規則4・平27教委規則18・平28教委規則1・平28教委規則12・平29教委規則5・平29教委規則12・平30教委規則3・令元教委規則8・令2教委規則9・令4教委規則13・令5教委規則7・令5教委規則17・令6教委規則3・令6教委規則11・令7教委規則8・令7教委規則17・一部改正）

(欠勤等日数)

第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間を7時間45分をもって1日（第10号から第13号までに掲げる期間にあつては3分の2日とし、第17号に掲げる期間にあつては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号から第13号までに掲げる期間にあつては3分の2日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。

- (1) 法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間
- (2) 休職規則第2条各号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間
- (3) 第2条第1項第3号に掲げる職員として在職した期間
- (4) 第2条第1項第4号に掲げる職員として在職した期間
- (5) 第2条第1項第5号に掲げる職員として在職した期間
- (6) 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の職員として在職した期間
  - イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊島区条例第21号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業
  - ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業
- (7) 大学院修学休業中の職員として在職した期間
- (8) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間
- (9) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間
- (10) 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業（その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下「修学部分休業」という。）をしている職員として在職した期間
- (11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業（その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下「高齢者部分休業」という。）をしている職員として在職した

## 期間

- (12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）  
をしている職員として在職した期間
  - (13) 勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない期間
  - (14) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）
  - (15) 結核休職期間
  - (16) 勤務時間条例第16条に規定する病気休暇（以下「病気休暇」という。）により勤務しない期間（次号に掲げる期間を除く。）
  - (17) 引き続き7日以上にわたらない病気休暇の取扱いを受けた期間（以下「短期の病気休暇の期間」という。）のうち、勤務期間における短期の病気休暇の期間（短期の病気休暇の期間の初日の属する月（当該初日が基準日である場合には、基準日の前日の属する月）の数が勤務期間において3以上ある場合に限る。）
  - (18) 勤務時間条例第17条第1項に規定する生理休暇により勤務しない期間（条例第19条第1項の規定により給与が減額される期間に限る。）
  - (19) 介護休暇により勤務しない期間
  - (20) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間
- 2 前項に定めるもののほか、支給期間において勤務期間以外の期間がある職員に係る同項の欠勤等日数の算定に当たっては、当該期間から週休日等に相当する日を除いた日数を同項の合計した日数に加算する。
- 3 第1項に定めるもののほか、勤務期間中に育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた期間がある職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に係る第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、育児短時間勤務職員等として在職した期間に3分の2を乗じて得た期間に1から勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務職員等に係る算出率」という。）を減じて得た割合を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）を第1項の合計した日数に加算する。

- 4 定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）若しくは子育て部分休業により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。
- 6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇、育児部分休業、子育て部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇、高齢者部分休業又は病気休暇により勤務しない期間にあつては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において、介護休暇、育児部分休業、子育て部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇により勤務しない期間にあつては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超

えない場合は、適用しない。

- 7 第5項の規定は、介護時間により勤務しない時間については、7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

（平21教委規則23・全改、平26教委規則13・平29教委規則5・令4教委規則

11・令5教委規則7・令7教委規則8・令7教委規則15・一部改正）

（減額率）

第6条 勤務期間において次に掲げる事由（以下「減額事由」という。）がある者に対する第4条第1項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「成績率を乗じて得た割合」とあるのは「成績率を乗じて得た割合に100分の100から別表第2に掲げる当該減額事由に応じそれぞれの割合（以下「減額率」という。）を減じて得たものをそれぞれ乗じて得た割合」とする。

- (1) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間があること。
- (2) 法第29条の規定により停職の処分をされたこと。
- (3) 法第29条の規定により減給の処分をされたこと。
- (4) 法第29条の規定により戒告の処分をされたこと。

- 2 前項第1号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、日（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあつては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあつては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とする。）を単位として計算する。この場合において、1日の正規の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを教育委員会が別に定めるところにより日に換算する。

3 前2項の規定により算定した支給割合に1000分の10未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(平13教委規則10・平14教委規則10・平18教委規則18・平20教委規則13・平21教委規則13・平21教委規則23・令5教委規則7・一部改正)

(欠勤等日数の算定の特例)

第7条 特定の地方公共団体派遣職員の当該他の地方公共団体に派遣されている期間、外国派遣職員の当該外国の地方公共団体の機関等に派遣されている期間、公益的法人等派遣職員の当該公益的法人等に派遣されている期間及び団体派遣職員の当該団体派遣期間(以下「派遣期間等」という。)に係る第4条第1項及び第3項の欠勤等日数の算定に当たっては、当該派遣期間等における欠勤等の期間に相当する期間、週休日等に相当する日、1日の正規の勤務時間に相当する時間及び部分休業等により勤務しない時間に相当する時間をそれぞれ欠勤等の期間、週休日等、1日の正規の勤務時間及び部分休業等により勤務しない時間とみなして、第5条の規定を適用する。

2 派遣期間等がある者の減額率の算定に当たっては、当該派遣期間等における減額事由に相当する事由を減額事由とみなして、前条の規定を適用する。

(平16教委規則4・平20教委規則23・平21教委規則23・一部改正)

第8条 次に掲げる者(以下「国等の職員」という。)が引き続いて条例の適用を受ける職員となった場合においては、条例適用前の国等の職員として在職した期間、欠勤等の期間に相当する期間、週休日等に相当する日、1日の正規の勤務時間に相当する時間、部分休業等により勤務しない時間に相当する時間及び減額事由に相当する事由をそれぞれ条例の適用を受ける職員として在職した期間、欠勤等の期間、週休日等、1日の正規の勤務時間、部分休業等により勤務しない時間及び減額事由とみなして、第4条から第6条までの規定を適用する。

- (1) 区の要請に基づいて、国又は他の地方公共団体等を退職した者
- (2) 地方公共団体派遣職員(特定の地方公共団体派遣職員を除く。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める者

(平21教委規則23・一部改正)

(一時差止処分の手続等)

第9条 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則(平成12年豊島区教育委員会規則第8号)第8条及び第9条の規定は、条例第27条第5項において準用する条例第26条の規定による勤勉手当に係る一時差止処分について準用する。この場合において、同規則第8

条例第1項中「条例第25条及び第26条」とあるのは「条例第27条第5項において準用する条例第25条及び第26条」と、同規則第9条第1項中「条例第26条第1項」とあるのは「条例第27条第5項において準用する条例第26条第1項」と、同規則第9条第3項中「条例第26条第5項」とあるのは「条例第27条第5項において準用する条例第26条第5項」と、同規則第9条第6項中「条例第26条第2項」とあるのは「条例第27条第5項において準用する条例第26条第2項」と、同規則第9条第8項中「条例第26条第3項又は第4項」とあるのは「条例第27条第5項において準用する条例第26条第3項又は第4項」と読み替えるものとする。

(平13教委規則10・一部改正)

(勤勉手当基礎額の意義)

第9条の2 条例第27条第2項及びこの規則において、職員の勤勉手当基礎額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。

- (1) 基準日において条例第21条第1項第2号又は退職規則第4条第1項第1号若しくは第2項の規定により給料及び地域手当を減額されている職員については、当該減額された給料及びこれに対する地域手当の月額合計額
- (2) 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額
- (3) 基準日において、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。）の規定による休業補償若しくは傷病補償年金又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の規定による休業給付、傷病年金、休業補償給付若しくは傷病補償年金（以下「休業補償等」という。）を受けている職員（以下「休業補償等受給職員」という。）については、当該休業補償等を受ける事由がないとしたならば、当該職員が受けることとなる給料及びこれに対する地域手当の月額合計額。ただし、基準日において地公災法第30条又は労災保険法第12条の2の2第2項の規定により、休業補償等を100分の70に減額されている職員（以下「休業補償等減額受給職員」という。）については、それぞれの100分の70の額の合計額
- (4) 基準日において法第29条の規定によりその給料を減給されている職員については、当該減給された給料及び給料に対する地域手当の月額合計額
- (5) 基準日において育児休業中の職員については、基準日現在において当該職員が受け

るべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額

- (6) 基準日において公益的法人等派遣条例第3条の2の規定の適用を受けている職員については、公益的法人等への派遣がないとしたならば、当該職員が受けることとなる給料及びこれらに対する地域手当の月額合計額（当該職員が第1号から第3号まで及び前号に該当する場合を除く。）

2 育児短時間勤務職員等に係る前項の規定による合計額の計算の基礎となる給料の月額は、条例第6条の2に規定するその者につき定められている給料月額とする。

（平21教委規則13・追加、平21教委規則23・平23教委規則11・令元教委規則10・一部改正）

（給与月額の意義）

第10条 条例第27条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額をいう。

- (1) 基準日において条例第21条第1項第2号又は休職規則第4条第1項第1号若しくは第2項の規定により給料、扶養手当及び地域手当を減額されている職員については、当該減額された給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額
- (2) 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額
- (3) 基準日において、休業補償等受給職員である者については、当該休業補償等を受ける事由がないとしたならば、当該職員が受けることとなる給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額。ただし、基準日において休業補償等減額受給職員である者については、それぞれの100分の70の額の合計額
- (4) 基準日において法第29条の規定によりその給料を減給されている職員については、当該減給された給料、扶養手当並びに給料及び扶養手当に対する地域手当の月額合計額
- (5) 基準日において育児休業中の職員については、基準日現在において当該職員が受けるべき給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額
- (6) 基準日において公益的法人等派遣条例第3条の2の規定の適用を受けている職員については、公益的法人等への派遣がないとしたならば、当該職員が受けることとなる給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額（当該職員が第1号から第3号まで及び前号に該当する場合を除く。）

2 育児短時間勤務職員等に係る前項の規定による合計額の計算の基礎となる給料の月額  
は、条例第6条の2に規定するその者につき定められている給料月額とする。

(平13教委規則10・平14教委規則10・平18教委規則8・平20教委規則13・平21  
教委規則13・平21教委規則23・平23教委規則11・令元教委規則10・一部改正)

(職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合)

第11条 条例第27条第4項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日（基準日前1  
月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日）にお  
ける別表第3左欄に掲げる職員の区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、同  
表左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表右欄に定める割合とする。

(平13教委規則10・平14教委規則10・平18教委規則18・平19教委規則14・平21  
教委規則13・平23教委規則11・令元教委規則10・一部改正)

(給料月額及び地域手当の意義)

第12条 条例第27条第4項の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とは、次  
に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額  
の合計額をいう。

- (1) 基準日において条例第21条第1項第2号又は休職規則第4条第1項第1号若しくは  
第2項の規定により給料及び地域手当を減額されている職員については、当該減額さ  
れた給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額
- (2) 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡し  
た日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額
- (3) 基準日において休業補償等受給職員である者については、当該休業補償等を受ける  
事由がないとしたならば、当該職員が受けることとなる給料及びこれに対する地域手  
当の月額の合計額。ただし、基準日において休業補償等減額受給職員である者につい  
ては、それぞれの100分の70の額の合計額
- (4) 基準日において法第29条の規定によりその給料を減給されている職員については、  
当該減給された給料及び給料に対する地域手当の月額の合計額
- (5) 基準日において育児休業中の職員については、基準日現在において当該職員が受け  
るべき給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額
- (6) 基準日において公益的法人等派遣条例第3条の2の規定の適用を受けている職員に  
ついては、公益的法人等への派遣がないとしたならば、当該職員が受けることとなる  
給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額（当該職員が第1号から第3号まで及

び前号に該当する場合を除く。)

- 2 育児短時間勤務職員等に係る前項の規定による合計額の計算の基礎となる給料の月額  
は、条例第6条の2に規定するその者につき定められている給料月額とする。

(平13教委規則10・平14教委規則10・平18教委規則8・平20教委規則13・平21  
教委規則13・平21教委規則23・平23教委規則11・令元教委規則10・一部改正)

(支給額の調整)

第13条 次に掲げる者が、当該国又は他の地方公共団体等から勤勉手当等を支給される場  
合において、前各条の規定に基づいて勤勉手当を支給することが他の職員と均衡を失す  
るときは、前各条の規定にかかわらず、教育委員会が別に定めるところにより勤勉手当  
の額を調整して支給し、又は支給しないことができる。

- (1) 基準日前1箇月以内に退職し、基準日までに国又は他の地方公共団体等の職員とな  
った者
- (2) 基準日前1箇月以内に国又は他の地方公共団体等を退職し、基準日までに条例の適  
用を受ける職員となった者

(支給日)

第14条 勤勉手当の支給日は、次に定めるところによる。ただし、その日が日曜日又は土  
曜日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。

- (1) 6月に支給する勤勉手当にあつては6月30日
- (2) 12月に支給する勤勉手当にあつては12月10日

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理  
由により、前項の支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給  
日を定めることができる。

(端数計算)

第15条 条例第27条第2項の勤勉手当基礎額及び給与月額(同条第4項の適用を受ける職  
員にあつては、同項の職務段階別加算額を加算した額)にそれぞれに1円未満の端数を  
生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平13教委規則10・平18教委規則8・平20教委規則13・平21教委規則13・一部  
改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(平18教委規則 8・旧附則・一部改正)

(平成20年6月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 2 平成20年6月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項第7号、第4条第3項並びに第5条第2項第9号、第4項及び第6項の規定並びに別表第1及び別表第2の規定の適用については、第2条第1項第7号中「6箇月間」とあるのは「3箇月間」と、第4条第3項各号中「80日」とあるのは「40日」と、第5条第2項第9号中「3」とあるのは「2」と、同条第4項中「3日」とあるのは「2日」と、同条第6項中「30日」とあるのは「15日」と、別表第1中「

175日以上
165日以上175日未満
155日以上165日未満
140日以上155日未満
120日以上140日未満
100日以上120日未満
80日以上100日未満
60日以上80日未満
40日以上60日未満
20日以上40日未満
1日以上20日未満

」とあるのは「

88日以上
83日以上88日未満
78日以上83日未満
70日以上78日未満
60日以上70日未満
50日以上60日未満
40日以上50日未満
30日以上40日未満
20日以上30日未満
10日以上20日未満

1日以上10日未満

」と、別表第2(1)中「

私事欠勤等の取扱いを受けた期間が9日以上あること。	100分の100
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が7日又は8日あること。	100分の70
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が5日又は6日あること。	100分の50
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が4日あること。	100分の30
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。	100分の10
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が2日あること。	100分の5

」とあるのは「

私事欠勤等の取扱いを受けた期間が6日以上あること。	100分の100
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が5日あること。	100分の70
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が4日あること。	100分の50
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。	100分の30
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が2日あること。	100分の10

」と、同表(2)中「

私事欠勤等の取扱いを受けた期間が5日以上あること。	100分の100
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が4日あること。	100分の60
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。	100分の20
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が2日あること。	100分の10

」とあるのは「

私事欠勤等の取扱いを受けた期間が4日あること。	100分の100
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。	100分の60
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が2日あること。	100分の20

」とする。

(平20教委規則13・全改)

3 前項の規定は、次に掲げる者には適用しない。

- (1) 平成20年3月1日(以下「特例基準日」という。)において再任用職員であった者
- (2) 特例基準日以降に新たに条例の適用を受けることとなった職員(平成19年12月2日から特例基準日の前日までの間に条例の適用を受ける職員として在職した期間がある者(前号に掲げる者を除く。))又は第8条の規定の適用を受ける者を除く。)

(平20教委規則13・全改、平21教委規則13・一部改正)

(平成23年度から平成27年度までに支給する勤勉手当に係る経過措置)

- 4 条例附則第7項の教育委員会規則で定めるものは、平成23年3月1日において、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年豊島区条例第7号)による改正前の条例第27条第4項各号に掲げる職員であった者(同月2日から平成28年3月1日までの間に他の特別区の職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して教育委員会が別に定めるものを含み、再任用職員を除く。)とする。

(平23教委規則11・追加)

- 5 前項に規定する職員に係る条例附則第7項の規定により読み替えて適用される条例第27条第4項の教育委員会規則で定める割合は、第11条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に定める割合とする。

平成23年度	100分の5
平成24年度	100分の5
平成25年度	100分の5
平成26年度	100分の3
平成27年度	100分の1

(平23教委規則11・追加)

附 則 (平成12年12月20日教委規則第30号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定は、平成12年12月2日から適用する。

附 則 (平成13年3月29日教委規則第10号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日教委規則第10号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定は、平成14年6月に支給する勤勉手当から適用する。

附 則 (平成14年12月25日教委規則第22号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月4日教委規則第4号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年 3 月 29 日教委規則第 8 号）

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月 13 日教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条、第12条及び第15条の改正規定は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月 30 日教委規則第18号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月 30 日教委規則第14号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 次の表の職員の区分欄に掲げる職員に係る同表の年度の区分欄に掲げる年度におけるこの規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則第11条第 1 項に規定する割合は、同項の規定にかかわらず、同表の年度の区分欄に定める割合とする。

職員の区分	年度の区分	
	平成19年度	平成20年度
園長	100分の11	100分の11
副園長又は教頭の職にある職員のうち、この規則による改正前の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第3の規定を適用したならば加算割合が100分の5となるもの	100分の6	100分の8
教諭又は養護教諭の職にある職員のうち、改正前の規則別表第3の規定を適用したならば加算割合が100分の10となるもの	100分の9	100分の8

（平21教委規則13・一部改正）

附 則（平成19年 5 月 30 日教委規則第20号）

この規則は、平成19年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月 4 日教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成20年 3 月 31 日教委規則第13号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定（第 4 項中

「育児休業法第9条第1項」を「育児休業法第19条第1項」に改める部分に限る。)は公布の日から施行する。

附 則 (平成20年11月26日教委規則第23号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日教委規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第3(第11条関係)の改正規定及び第3項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則第9条の2第1項の規定の適用については、この規則の施行の日から平成24年3月31日までの間、同条第1項各号列記以外の部分、同項第2号、第3号、第5号及び第6号中「給料及びこれに」とあるのは「給料及び扶養手当並びにこれらに」と、同項第1号中「給料及び地域手当」とあるのは「給料、扶養手当及び地域手当」と、「給料及びこれに対する地域手当」とあるのは「給料、扶養手当及び地域手当」と、同項第四号中「及び給料」とあるのは「、扶養手当並びに給料及び扶養手当」とする。

(平23教委規則11・一部改正)

- 3 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(平成19年豊島区教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成21年5月29日教委規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年11月30日教委規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則第4条から第8条まで及び別表第1の規定は、平成21年12月に支給する勤勉手当から適用する。

附 則 (平成22年3月10日教委規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月29日教委規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日教委規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 2 幼稚園教育職員の勤勉手当の関する規則の一部を改正する規則（平成21年豊島区教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成26年11月28日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月8日教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教委規則第4号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月30日教委規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日教委規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月30日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月28日教委規則第5号）

(施行日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項第1号及び第2号並びに第5条第1項第6号の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）第2条第1項第7号に規定する特別の事由のある場合（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号）第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者の介護をするときに限る。）に該当することにより、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和50年豊島区条例第23号）第2条の規定による職務に専念する義務の免除をされたことによる勤務しない時間については、改正後の第5条第5項は適用しない。

附 則（平成29年11月30日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月29日教委規則第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月29日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月2日教委規則第10号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年3月23日教委規則第9号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月28日教委規則第11号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年11月28日教委規則第13号）

この規則は、この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月7日教委規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第1項の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員（令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第5条第4項、第6項及び第7項並びに第6条第2項の規定を適用する。

附 則（令和5年11月27日教委規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月8日教委規則第3号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月29日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日教委規則第8号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月30日教委規則第15号）

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和7年11月28日教委規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和7年12月2日から施行する。

附 則（令和8年3月26日教委規則第16号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（平21教委規則23・全改）

欠勤等日数	割合
7日未満	100分の100
7日以上13日未満	100分の95
13日以上20日未満	100分の90
20日以上30日未満	100分の80
30日以上43日未満	100分の70
43日以上56日未満	100分の60
56日以上70日未満	100分の50
70日以上83日未満	100分の40
83日以上96日未満	100分の30
96日以上110日未満	100分の20
110日以上	100分の10

備考 この表の規定にかかわらず、勤務期間中に欠勤等の期間以外の期間がない場合又は勤務期間中に欠勤等の期間及び部分休業等により勤務しない時間がある場合において、勤務期間（週休日等を除く。）から欠勤等日数を減じた日数が1日未満となると

きにおける割合は、零とする。

別表第2（第6条関係）

（令7教委規則17・全改）

(1) 条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員以外の職員

減額事由	減額率
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が8日以上あること。	100分の100
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が7日あること。	100分の80
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が5日又は6日あること。	100分の60
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が4日あること。	100分の40
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。	100分の20
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が2日あること。	100分の10
法第29条の規定により停職の処分をされたこと。	1回につき100分の50
法第29条の規定により減給の処分をされたこと。	1回につき100分の35
法第29条の規定により戒告の処分をされたこと。	1回につき100分の20

(2) 条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員

減額事由	減額率
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が5日以上あること。	100分の100
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が4日あること。	100分の60
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。	100分の30
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が2日あること。	100分の20
法第29条の規定により停職の処分をされたこと。	1回につき100分の75
法第29条の規定により減給の処分をされたこと。	1回につき100分の50
法第29条の規定により戒告の処分をされたこと。	1回につき100分の25

別表第3（第11条関係）

（平19教委規則14・全改、平21教委規則13・平23教委規則11・一部改正）

職員の区分	割合
園長	100分の12
副園長	100分の10
豊島区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年豊島区教育委員会規則第3号）第33条の規定により準用する同規則第8条第1項又は第2項に	100分の5

規定する主任教諭又は主任養護教諭	
------------------	--